

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	障害児福祉手当等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、障害児福祉手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当等に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項に基づく福祉手当（以下、「経過の福祉手当」という。）に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①障害児福祉手当に関する申請受付・交付決定事務 ②障害児福祉手当に関する情報の管理 ③特別障害者手当に関する申請受付・交付決定事務 ④特別障害者手当に関する情報の管理 ⑤経過の福祉手当に関する申請受付・交付決定事務 ⑥経過の福祉手当に関する情報の管理
③システムの名称	障害福祉システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表67の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表92、93、119の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表 13、16、19、29、42、80、125、146、158、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉・国民年金課、健康・こども部 こどもまんなか室 子育て応援課
②所属長の役職名	障害福祉・国民年金課長、子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障害福祉・国民年金課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1033 健康・こども部 こどもまんなか室 子育て応援課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1094
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去 1 年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

〔 〕 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、マイナンバー登録時は、申請者からのマイナンバー取得、申請書に記載されたマイナンバーの真正性確認を徹底している。 また、申請書等の受付、審査事務において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認、施錠可能なキャビネットでの保管による紛失防止策など、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	--

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	「 十分に行っている 」	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている
--------------	--------------	--------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	--	--

判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステム導入PCへのアクセス権限は、必要最小限の職員へ付与しており、異動等によりアクセス権限が、必要または不要になった場合は、即時、権限の有無を設定している。 また、アクセス時はパスワード及び生体認証による厳格なアクセス権限のもの、適切に管理している。 以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考える。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	障害福祉・国民年金課長 細野 真嗣、子ども支援課長 左織 誠	障害福祉・国民年金課長 山崎 久夫、子ども支援課長 新井 秀和	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「障害児福祉 手当等関係情報」） 26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67の項 ※主務省令未制定・・・68、69、85の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事 務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第38条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「障害児福祉 手当等関係情報」） 26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67、68、85の項 ※主務省令未制定・・・69の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事 務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	
平成29年11月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	障害福祉・国民年金課長 山崎 久夫、子ども支援課長 新井 秀和	障害福祉・国民年金課長 島田 敦司、子ども支援課長 新井 秀和	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月19日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「障害児福祉 手当等関係情報」） 26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67、68、85の項 ※主務省令未制定・・・69の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事 務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第38条、第38条の2、第43条の3の2	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「障害児福祉 手当等関係情報」） 12、26、56の2、87、110の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67、68、85の項 ※主務省令未制定・・・69の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事 務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第10条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3 【情報照会の根拠】 第38条、第38条の2、第43条の3の2	事前	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉・国民年金課長 島田 敦司、子ども支援課長 新井 秀和	障害福祉・国民年金課長、子ども支援課長	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和4年1月10日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携	1. 番号法第19条第7号 別表第二	1. 番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項に基づく、経過的福祉手当に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①障害児福祉手当に関する申請受付・交付決定事務 ②障害児福祉手当に関する情報の管理 ③特別障害者手当に関する申請受付・交付決定事務 ④特別障害者手当に関する情報の管理 ⑤経過的福祉手当に関する申請受付・交付決定事務 ⑥経過的福祉手当に関する情報の管理	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項に基づく福祉手当（以下、「経過的福祉手当」という。）に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①障害児福祉手当に関する申請受付・交付決定事務 ②障害児福祉手当に関する情報の管理 ③特別障害者手当に関する申請受付・交付決定事務 ④特別障害者手当に関する情報の管理 ⑤経過的福祉手当に関する申請受付・交付決定事務 ⑥経過的福祉手当に関する情報の管理	事後	
令和7年03月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	障害者福祉システム、中間サーバコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバ	事前	
令和7年03月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の47の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第38条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表67の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第38条	事後	
令和7年03月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「障害児福祉手当等関係情報」） 12、26、56の2、87、110の項 【別表第二における情報照会の根拠】 67、68、85の項 ※主務省令未制定・・・69の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第10条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3 【情報照会の根拠】 第38条、第38条の2、第43条の3の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表92、93、119の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表 13、16、19、29、42、80、125、146、158、161の項	事後	
令和7年03月14日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部障害福祉・国民年金課、健康・子ども部子ども支援課	福祉部 障害福祉・国民年金課、健康・こども部 こどもまんなか室 子育て応援課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉・国民年金課長、子ども支援課長	障害福祉・国民年金課長、子育て応援課長	事後	
令和7年03月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部障害福祉・国民年金課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1033 健康・子ども部子ども支援課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1094	福祉部 障害福祉・国民年金課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1033 健康・こども部 こどもまんなか室 子育て応援課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1094	事後	
令和7年03月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	IVリスク対策	—	(項目を追加)	事後	
令和7年03月14日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年03月14日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、マイナンバー登録時は、申請者からのマイナンバー取得、申請書に記載されたマイナンバーの真正性確認を徹底している。 また、申請書等の受付、審査事務において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認、施錠可能なキャビネットでの保管による紛失防止策など、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年03月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年03月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和7年03月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱うシステム導入PCへのアクセス権限は、必要最小限の職員へ付与しており、異動等によりアクセス権限が、必要または不要になった場合は、即時、権限の有無を設定している。 また、アクセス時はパスワード及び生体認証による厳格なアクセス権限のもと、適切に管理している。 以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であるとする。	事後	